

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日と  
当分の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 町等の区域の新設等  
字の区域の変更  
保険医療機関の指定  
土地改良事業の認可  
土地改良法による換地計画の適否の決定  
開発行為に関する工事の完了  
鳥取県土木工事共通仕様書の廃止
- ◇ 選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇ 公 告 宅地建物取引主任者資格試験の実施

## 告 示

鳥取県告示第四百三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、米子市長から次のとおり町の区域を新たに画し、並びに町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する町の名称	区域を変更する町及び字の名称
三 旗 町	立町四丁目
<p>同上の区域(昭和五十二年二月十九日現在の地番による。)</p> <p>立町四丁目八六の四、八八の三及び八九の一並びに八七の一、八八の三及び八九の一と一体をなす国有地、両三柳字小佐衛門濱開道添一一四七の四、一一四九の三及び一一五一の二、両三柳字小佐衛門濱道西一一五三、一一五五の二、一一五六の三、一一五七、一一五七の二、一一五九の一から一一五九の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一五七、一一五九の一及び一一六〇と一体をなす国有地の一部、旗ヶ崎字健花谷西五七八及び五七八の一、旗ヶ崎字不明山下夕五九四の一、五九七の二及び五九七の三並びに旗ヶ崎字不明山跡六二〇の七、六二〇の三七、六二五の三、六二五の七及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>同上の区域(昭和五十二年二月十九日現在の地番による。)</p> <p>立町四丁目のうち八六の四、八八の三及び八九の一並びに八七の一、八八の三及び八九の一と一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>両三柳字小佐衛 門開濱道添</p>	<p>両三柳字小佐衛門開濱道添のうち一一四七の四、一一四九の三及び一一五一の二以外の区域</p>
<p>両三柳字小佐衛 門濱道西</p>	<p>両三柳字小佐衛門濱道西一一六〇及び一一六六並びに一一五七、一一六〇及び一一六六と一体をなす国有地の一部</p>
<p>旗ヶ崎字健花谷西</p>	<p>旗ヶ崎字健花谷西のうち五七八及び五七八の一以外の区域</p>
<p>旗ヶ崎字不明山 下タ</p>	<p>旗ヶ崎字不明山下タのうち五九四の一、五九七の二及び五九七の三以外の区域</p>
<p>旗ヶ崎字不明山跡</p>	<p>旗ヶ崎字不明山跡のうち六二〇の七、六二〇の三七、六二五の三、六二五の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>区域を変更する 町及び字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和五十一年十一月三十日現在の地番による。)</p>
<p>上安曇字 深田</p>	<p>上安曇字深田の全域並びに会見町天萬字鷺田二六六の三及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>上安曇字大亀塚</p>	<p>上安曇字大亀塚のうち六三八の二、六三九の二、六四〇の三、六四〇の四、六四一の二、六四二の二、六四二の三、六四三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六三八の一、六四二の一及び六四三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、会見町天萬字鷺田二六七の二及び二六八の二</p>

  

<p>上安曇字 大塚</p>	<p>と一体をなす国有地の一部並びに会見町天萬字大窪田二九八の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>上安曇字上ヲト ウジ</p>	<p>上安曇字上ヲトウジのうち七五一の一から七五一の一四まで、七五二の二、七五五の二、七五六の三、七五七の四、七五八の二、七五八の三、七六〇の一、七六〇の二、七六〇の四、七六〇の七から七六〇の九まで、七六一の一、七六一の二、七六一の四、七六一の六、七六一の七及びこれらと一体をなす国有地並びに七五二の一、七五二の二及び七五五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに会見町天萬字砂田一六九四の二、一六九四の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>上安曇字下ヲト ウジ</p>	<p>上安曇字下ヲトウジの全域並びに会見町天萬字下紅梅一七二七の一、一七二三の一、一七二三の五、一七二四の三、一七二四の五、一七二五及びこれらと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第四百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、公見町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十一年十一月三十日現在の地番による。）
天萬字鷺田	天萬字鷺田のうち二六六の三並びに二六六の三、二六七の二及び二六八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに米子市上安曇字大亀塚六三八の二、六三九の二、六四〇の三、六四〇の四、六四一の二、六四二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに六三八の一と一体をなす国有地の一部
天萬字大窪田	天萬字大窪田のうち二九八の二及びこれと一体をなす国有地並びに二九八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに米子市上安曇字大亀塚六四二の二、六四三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六四二の一及び六四三の一と一体をなす国有地の一部
天萬字カフマ	天萬字カフマのうち一六七二の五、一六七三の五から一六七三の八まで、一六七四の五から一六七四の八まで、一六七五の五から一六七五の八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一六七二の二から一六七二の四までと

一体をなす国有地の一部以外の区域

天萬字九反田  
天萬字九反田の全域、米子市上安曇字大塚七四九の四と一体をなす国有地の一部並びに米子市上安曇字上ヲトウジ七五一の一から七五一の一四まで、七五二の二及びこれらと一体をなす国有地

天萬字砂田

天萬字砂田のうち一六九四の二、一六九四の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに米子市上安曇字上ヲトウジ七五五の二、七五六の三、七五七の四、七五八の二、七五八の三、七六〇の一、七六〇の二、七六〇の四、七六〇の七から七六〇の九まで、七六一の一、七六一の二、七六一の四、七六一の六、七六一の七及びこれらと一体をなす国有地並びに七五二の一、七五二の二及び七五五の一と一体をなす国有地の一部

天萬字下紅梅

天萬字下紅梅のうち一七二七の一、一七二三の一、一七二三の五、一七二四の三、一七二四の五、一七二五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第四百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十

二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
竹田内科医院	鳥取市本町二丁目一六九	昭和五十二年五月十六日

鳥取県告示第四百三十四号

気高町から申請のあつた町営土地改良(常松地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年五月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百三十五号

昭和五十二年四月二十七日付で東伯町から申請のあつた公文地区の換地計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年六月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百三十六号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年十一月八日 鳥取県指令受米土維第九百五十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市熊党三三八番地三 杉浦雅美

鳥取県告示第四百三十七号

鳥取県土木工事共通仕様書(昭和四十年九月鳥取県告示第四百二十九号)は、廃止する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

「鳥取県立第二更生指導所」を「鳥取県立身体障害者更生指導所」に改める。

公 告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第1項の規定により、

昭和52年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和52年 5月31日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者

(2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者

(3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認め

た者

2 受験申込手續

(1) 申込受付期間

昭和52年 9月 5日(月) から同年 9月 9日(金) まで

(2) 申込みの方法

ア 申込関係用紙の配布場所及び提出先

鳥取県土木部建築課、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木

出張所

イ 提出書類

(ア) 受験申込書

(イ) 受験資格があることを証明する書類(卒業証明書、実務経歴証明書、検定合格証明書等)

(ウ) 写真2枚(申込み前3箇月以内に撮影した正面無帽、上半身の

名刺型のもの)

(エ) 住民票抄本

- (3) 受験手数料  
申込書の所定欄に受験手数料として2,000円の鳥取県収入証紙を必ずはる。この場合、消印しないこと。
- 3 試験の期日、場所及び携行品
- (1) 試験の期日  
昭和52年10月23日(日) 13時から15時まで
- (2) 試験の場所  
鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
- (3) 携行品  
ア 受験票  
イ 筆記用具
- 4 試験の内容及び方法  
宅地建物取引業に関し、必要な知識について筆記試験により行う。
- 5 合格者の発表  
昭和52年11月中旬に鳥取県公報に公告するほか合格者に通知する。
- 6 その他
- (1) 受験申込書及び試験案内は、昭和52年8月上旬から配布する。
- (2) 受験申込み後に住所その他に変更があつたときは、直ちに鳥取県土木部建築課へ文書で通知すること。
- (3) 受験票のない者は、受験できない。
- (4) 関係法令集は、試験場では使用できない。
- (5) 詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】